

平成 30 年度 第 2 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 5 月 21 日(金) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 承認 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更申請について

第3 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第4 議案 第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第3号 非農地証明について

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第8 その他

○ 出席農業委員（9名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子、4 番和田幸子

5 番二本木俊二 6 番大村理之、9 番深野政勝、10 番原田和徳

11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（7名）

河村博幸、流理森、湯浅憲昭、仲津和法、吉岐和功

階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度、第 2 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。田植え等始まっております忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。今日も田植え作業をしながら抜けてお出かけ頂いたり、そういった中で市長選、市議員選が始まりましてお忙しいかと思っております。出来るだけ早く終わります皆様作業が順調に出来ますように進めていきま

すので、本日もよろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より、平成 30 年度、第 2 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は山本委員、佐々木康規推進委員、井上推進委員、崎谷推進委員、佐々木要推進委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。田代委員は連絡がありませんが、これから来られると思います。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願ひいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、3 番 藤井 孝子 委員、4 番 和田 幸子 委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地転用事業計画変更申請

《 嘉久志町 》

会 長 次に日程第 2、承認第 1 号「農地転用事業計画変更申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書は 2 ページをご覧ください。場所は位置図の 1 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請についてです。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。次に●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。申請人は●●●●さんと●●●●。転用目的は、変更前は個人住宅でしたが、このたび会社事務所に変更したいということです。変更理由としましては、申請時は三世代同居であったため、子供の成長とともに両親宅が手狭になったため、両親宅より独立するために住宅地を転用取得していました。しかし、宅地整備中のところ同居両親宅の改良工事をする事となり、住宅の建築は無くなったので、申請人の経営する建築設計事務所に利用したいということです。申請人は内田行政書士さんです。これは以前に許可が下りておりまして、許可年月日が平成 3 年 1 月 24 日、許可番号が指令浜農第 55 号-161 ということで、既に 5 条の許可が下りている案件です。担当委員は原田委員です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 場所は位置図の1ページです。地場産センターから国道9号線に向かう、県道嘉久志町インター線と書いてあります最初の交差点を、通過して国道へ向かうと、もう一つ信号機がありまして、そこを左折します。左折しますと橋が3つありまして、2つ目の橋は車が通れるような橋ではありませんが、3つ目の橋を左折すると左手に申請地があります。この道の前は空き地になっていまして、現況は建物が建っている状態です。先程、事務局より説明がありましたように、以前に申請を出されて許可が出ているということですが、今回転用で会社事務所に変更したいということです。確認した時点では建物が建った状態で、個人住宅から会社事務所への変更申請という形で出ております。問題はないかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地転用事業計画変更申請の1については、承認されました。

農地法第18条第6項

会 長 次に日程第3、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書は3ページをご覧ください。18条第6項の規定による届出です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●と●●●●。賃貸人は●●●●、相続人が●●●●。賃借人は●●●●。解約届出日は平成30年1月10日、解約成立日は平成30年1月10日、土地引渡時期は平成30年5月2日です。解約の理由は合意解約です。以上、届出がありましたので報告いたします。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問等は

ありませんか。

●番委員 これは、中間管理機構へ任せるのですか。

会 長 事務局いかがですか。これを今後、中間管理機構へ任せるのでしょうか。

事務局 それはまだ出ていませんが、そうなるかと思います。

会 長 他に、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり、ご了承願います。

農地法 第4条

《 渡津町 》

会 長 次に日程第4、議案第1号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。場所は位置図の2ページをご覧ください。土地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。申請人は●●●●。転用目的は個人住宅ということです。転用理由は、従前の住宅が用地買収となり、代替地である申請地に住宅を建築するためです。申請人は神移行行政書士さんで、担当委員は佐々木委員です。工期は平成9年9月から平成10年2月23日です。これは始末書があります。以上です。

会 長 それでは、調査結果の報告を私からさせていただきます。位置図の2ページをご覧ください。農地法第4条①、●●●●と書いてあります、ここは●●●●さんの宅地になっています。ここは明智谷という集落と言いますか、団地になっていまして、全体は宅地化されている所です。ここへ行くには左側に旧道の9号線がございますが、渡津町の信号がありまして、山陰線のガードをくぐって左へ入り、江津パイパスの上を通る大元橋を越えて進みますと、西田さんのお宅に辿り着きます。渡津の交差点から約120mから130mくらいになるかと思えます。その周辺は家が建っておりますけれど、●●●●宅と下の●●●●宅の間は何も建っていないように見えますが、現地を確認しましたら間に一軒、新しい家が建っております。下の方へ行きますと216号線にあたります。申請地周辺は団地化されている場所でございます。ここにつきましては、先程の説明にありましたように、用地買収となったということで、平成9年に以前、

●●●●さんは松川町の久坪、上津井の入口の方になりますが、久坪に在住されておりました。そこで国道 261 号線の付け替え工事で、立ち退きになって用地買収をされて、現在の所に移転をされております。場所としては久坪ですが、櫃原トンネルから少し江津寄りの所にありました。●●●●さん本人とも話をしましたが、自分ではよく分からないので、神移行政書士さんに話を聞いて下さいということでした。ここは、国交省の用地買収で移転をされたということで、移築先が地目変更されていなかったということが、本人も知らなかったというようでした。家を建てる際、建築は出来ているので、業者の方で出来ていたものと思っていたらしいです。この周辺、明智谷そのものが住宅団地になっておりまして、特に問題は無いかと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び私の方から調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 都野津町 》

会 長 　次に日程第 5、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は 5 ページをご覧ください。場所は位置図の 3 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を取得して個人住宅を建てたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から平成 31 年 4 月 30 日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の 3 ページをご覧ください。真ん中の右上から左下に 9 号線が走っておりまして、左下側は敬川方面で右上は江津方面です。都野津町西交差点を海側に入りまして 70m くらいの所を左折して、100m くらい行った右側の場所が該当の土地です。これは前から土地を売りたいということだと思いましたが、売地という立て看板が立っておりました。売る為に、草もきちんと刈ってありました。畑としては見えません。周りも宅地化されたり、駐車場が出来ていたりセルフスタンドが出来たり、そういう場所ですので、特別周りの方に悪い影響はないと思います。よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

非農地証明

《 松川町太田 》

会 長 次に日程第 6、議案第 3 号「非農地証明について」を議題といたします。今回の非農地証明は 3 件ありますが、隣接しておりますので、一括審議といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員と流推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページをご覧ください。場所は位置図の 4 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。申請地は●●●●、地目は登記簿が畑で現況は山林です。面積は●●●●。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●。非農地の事由は、申請地は昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず、山林となっているということです。申請人は、本藤行政書士さんです。担当委員は、二本木委員と流推進委員です。続きまして申請地●●●●、地目は登記簿が畑で現況は山林です。面積は●●●●。所有者は●●●●。非

農地の事由は、先程と同じです。申請人と担当委員も同じです。続きまして申請地●●●●、登記簿は畑で現況は山林です。面積は●●●●。所有者は●●●●。非農地の事由は先程と同じです。申請人と担当委員も同じです。以上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いします。

5 番委員 位置図の方は 4 ページをご覧ください。右上の方から切れている道路は、261 号線になります。江津バイパスから 261 号線へ入って行きますと、大きなカーブがありますが、このカーブを過ぎた所に江津興産の採石場が見えてきます。その先に西谷採石の跡地がありまして、この西谷採石の開発をしている丁度、上の方にございます。5 月 18 日の金曜日、夕方に流推進委員と確認をいたしました。現地には行ける状況ではございませんので、西谷採石の跡地の道路沿いから確認をさせて頂きました。この件につきましては、過去にも何回か非農地証明が出てきておりまして、ほとんどが全く現場に行ける状況ではないという所と、航空写真をみて頂きますと分かるように、山林になっておりますので、農地としてはもう存在しない状況でございます。それと、今回申請をされた●●●●さんですが、唯一地元の方なので、電話をして状況を聞いてみましたが、全く行ける状況ではないと言われていました。写真を見ますと、現状はもっと開発をしておられます。ずっと広く。ここの申請地ももうほとんど近くの方になっているような状況で、江津興産が買い取りをやられるというような話をしておられますので、開発の拡大という意味で非農地証明が出ているのではないかと思います。そのような状況です。以上です。

会 長 それでは、続いて流推進委員から調査結果の報告をお願いします。

流推進委員 先程、二本木委員が細かく説明をされた通りです。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 から 3 については、証明す

ることに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 7、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、藤井委員を除斥いたします。

[藤井孝子委員 除斥]

会 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。まず、1 ページをご覧下さい。地区は江津地区で金田町、田の新規が●●●●、再設定が●●●●。松川町上津井は、再設定が田で●●●●。都治町が新規で●●●●。合計、田の新規が●●●●で再設定が●●●●。2 ページをご覧下さい。農地の所在は●●●●、田で●●●●。次に●●●●、田で●●●●。合わせて●●●●。利用権を設定する者が●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。利用目的は田で 3 年の使用貸借です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。同じく●●●●、面積は●●●●。同じく●●●●、面積は●●●●。同じく●●●●、面積は●●●●。合計が●●●●。権利を設定する者は●●●●。設定を受ける者が●●●●、利用目的は田で 3 年の使用貸借です。続きまして、3 ページをご覧下さい。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積が●●●●。権利の設定をする者が●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。利用目的は田で 3 年、10a 当りの賃借料は●●●●となっています。賃貸借です。続きまして、農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積が●●●●。利用権を設定する者が●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。利用目的は田で 3 年、使用貸借です。続きまして、農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積が農地の所在は●●●●。同じく●●●●、登記簿現況ともに田です。面積が●●●●。同じく●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。合計が●●●●。利用権を設定する者は●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。利用目的は田で 1 年、10a 当りの賃借料は●●●●。続きまして●●●●、登記簿現況ともに田です。面積が●●●●。利用権を設定する者が●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。利用目的は

田で5年の使用貸借となっています。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

●番委員 　案件の番号2と3と5ですが、利用権を設定する者の住所が遠いのですが、それまでは、誰か他の方に作ってもらっていたのですか。

事務局 　これは、再設定ですので。

●番委員 　再設定ですか、わかりました。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

●番委員 　利用権設定をする者の中に、死亡等で現にいらっしゃらない方がおられると思うのですが、その辺は問題無いのですか。

事務局 　その場合は、相続されるであろう方の名前で出してもらおうのですが、その方が何人かおられます。結構おられる方は、それは2分の1以上の同意が必要となってきますので、その方の連名で出してもらいまして、この基盤促進法の貸し借りのことをするというに。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。藤井委員の除斥を解除いたします。

〔 藤井孝子委員 除斥解除 〕

その他

会 長 　その他について事務局より説明をお願いします。

事務局 　お手元に配布しております、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」という資料No.1の方をご覧ください。これは、今後ホームページの方に掲載する予定のものです。まず農業委員会の状況、これは平成30年3月31日現在のものです。農業の概要ですが、耕地面積の田が495ha、

畑が 144ha で合計が 639ha です。経営耕地面積は、田が 273ha、畑が 82ha で合計が 355ha です。遊休農地面積ですが、田が 48ha、畑が 121ha で合計が 169ha です。農地台帳面積の田が 939ha、畑が 814ha で合計が 1,754ha です。農家数ですが、総農家数が 830 戸、自給的農家数が 543 戸、販売農家数が 287 戸、主業農家数が 16 戸、準主業農家数が 49 戸です。これは、農林業センサスに基づいて記入しております。続きまして、農業就業者数が 330 人、女性が 164 人、40 代以下が 10 人となっております。続きまして、認定農業者は 15 経営体、基本構想水準到達が 2 経営体、認定新規就農者が 5 経営体、農業参入法人が 9 経営体、集落営農経営が 5 経営体、集落営農組織が 2 経営体です。続きまして、農業委員会の現在の体制ですが、これは旧制度に基づく農業委員会ですので、22 人となっております。新制度に基づく農業委員会ですが、農業委員数が 11 人となっております。農地利用最適化推進委員も 11 人となっております。続きまして、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。平成 30 年 3 月現在ですが、管内の農地面積が 639ha です。これまでの集積面積が 157ha です。集積率は 24.5% となっております。課題は、遊休農地の実態把握を実施したが、今後、農地利用を促進するにあたって受け皿となる担い手を確保することとなっております。平成 29 年度の目標及び実績ですが、集積目標 165ha に対して集積実績が 168ha となっております。新規実績は 11ha、達成状況は 102% となっております。目標の達成に向けた活動ということで、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度と農地中間管理機構の周知を行い、活用を促進し担い手への集積を図る。活動実績は、利用権設定等の終期が近づく土地所有者に、農地中間管理機構の活用を促進したということです。目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は担い手を中心に利用集積が図られました。活動に対する評価は目標値を上回ったものの、耕作放棄地は減っておらず、引き続き活動を継続していくということです。続きまして、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、新規参入は 28 年度に 2 経営体、0.7ha でしたが、29 年度は 1 経営体で取得した農地面積は 0ha となっております。実績ですが、目標は 3 経営体でしたが参入実績は 1 経営体で、目標面積も 1ha でしたが 0.2ha ということで、達成率は 33%、20% となっております。

続きまして、目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は意欲ある農業者の情報収集及び定年帰農者や新規農業者の掘り起しを図る。活動実績としましては、関係機関と連携し新規参入の促進が図れたということです。続きまして、目標及び活動に対する評価、目標に対する評価は、関係機関と連携して新規就農者への就農支援が出来た。活動に対する評価は、関係機関と連携し新規参入の促進が図れたということです。続きまして、遊休農地に関する措置に関する評価ですが、現状は管内の農地面積が 808h a、遊休農地面積が 169h a、割合が 20.9%になっております。課題は遊休農地の実態把握を実施したが、今後、農地利用を促進するに当たって受け皿となる担い手を確保することとなっております。平成 29 年度の目標及び実績ですが、解消面積の目標が 1h a でしたが、解消実績は 0h a となっております。目標達成に向けた活動ですが、農地利用状況調査を 22 人で 8 月から 12 月に実施、調査結果を取りまとめ時期は 11 月から 1 月、調査方法は農業委員と調査補助員が担当地区を調査するという事です。農地利用意向調査ですが、調査実施時期が 9 月から 10 月。その他の活動としまして、農業委員による日常的な農地パトロールを実施するという事です。活動実績としましては、調査員の実数は 28 人。調査実施時期は 8 月から 10 月。取りまとめ時期が 10 月から 11 月です。利用意向調査の実施時期が 11 月から 1 月、結果取りまとめ時期が 12 月から 2 月です。第 32 条第 1 項第 1 号の調査数が 4026 筆、調査面積が 147h a です。第 32 条第 1 項第 2 号の調査数が 140 筆、調査面積が 5.7h a です。目標及び活動に対する評価は、全筆調査をしており妥当である。活動に対する評価は、遊休農地は不在地主が多く、口頭指導をするのは困難であるということです。続きまして、違反転用への適正な対応ですが、管内の農地面積は 639h a です。違反転用はありませんでした。課題としましては、違反転用がないよう農地法の周知と農地パトロールの強化に努めるということです。平成 29 年度の実績は 0h a です。活動計画及び実績の評価ですが、活動計画は農地利用状況調査の実施が 8 月、農地パトロールの実施が 8 月と 11 月。活動実績は農地パトロールの実施と農地利用状況調査を 8 月から 10 月したということです。活動に対する評価ですが、農地パトロールや利用状況調査から早期発見に努めており妥当であるということです。

続きまして、「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」ということで、総農家数は 830 戸、これは農林業センサスに基づいて記入していますので、前と一緒にです。4 月 1 日現在の経営体数も一緒にです。続きまして、耕地面積の田が 495ha、畑が 144ha で合計が 639ha です。経営耕地面積の田が 273ha、畑が 82ha で合計 355ha です。遊休農地面積の田が 48ha、畑が 121ha で合計 169ha です。農地台帳面積の田が 939ha、畑が 814ha で合計 1,754ha です。農業委員会の体制は、先程と同じです。続きまして、担い手への農地の利用集積・集約化ですが、管内の農地面積が 639ha です。これまでの集積面積が 168ha です。集積率は 26.3% になっております。平成 30 年度の目標及び活動計画ですが、集積面積が 176ha で内新規集積面積が 8ha となっております。活動計画は、利用状況により把握した遊休農地を担い手へ集積するということです。続きまして、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、27 年度は 3 経営体、28 年度は 2 経営体、29 年度は 1 経営体となっております。課題は、初期投資が大きいため負担となっている、計画と生産量に乖離がある、農業技術力の向上があります。次に平成 30 年度の目標及び活動計画ですが、3 経営体で参入目標面積が 1ha となっております。関係機関と連携し、新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起しを図るということです。続きまして、遊休農地に関する措置ですが、現状平成 30 年 4 月現在です。管内の農地面積が 808ha、遊休農地面積が 169ha、割合が 20.9% になっています。課題は、毎年利用状況調査をするが遊休農地の担い手が確保できていないということです。平成 30 年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積を 1ha としており、目標設定の考え方は、従来から目標とする面積が達成できていないので、その目標を引き継ぐということです。活動計画としましては、調査員数が 33 人、調査時期が 8 月から 9 月、調査結果の取りまとめ時期が 10 月から 11 月です。調査方法は、8 月から 9 月にかけて農業委員、農地利用最適化推進委員が中心となり担当地区の利用状況調査を行うということです。利用意向調査の実施時期は 11 月から 1 月、調査結果の取りまとめ時期が 12 月から 1 月としています。続きまして、違反転用への適正な対応としまして、現状ですが管内の農地面積が 639ha です。違反転用はありません。農地パトロールや利用状況

調査を通じ、違反転用の早期発見及び早期指導を徹底し発生を防ぐということです。平成30年度の活動計画ですが、農地パトロールを8月、利用状況調査を8月から9月に実施するということです。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第2回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

〔 閉会 午前10時30分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員